

# 第 10 期 中 間 決 算 公 告

平成20年12月24日



神戸市中央区三宮町2丁目1番1号  
株式会社 みなと銀行  
取締役頭取 藪本 信裕

中間貸借対照表(平成20年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	36,183	預 金	2,584,293
コ ー ル ロ ー ン	4,329	譲 渡 性 預 金	7,564
商 品 有 価 証 券	677	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	4,933
有 価 証 券	445,059	借 用 金	57,662
貸 出 金	2,240,765	外 国 為 替	176
外 国 為 替	5,496	社 債	5,000
そ の 他 資 産	25,399	そ の 他 負 債	20,449
有 形 固 定 資 産	35,458	未 払 法 人 税 等	205
無 形 固 定 資 産	3,705	リ ー ス 債 務	399
繰 延 税 金 資 産	16,074	そ の 他 の 負 債	19,843
支 払 承 諾 見 返	19,107	賞 与 引 当 金	922
貸 倒 引 当 金	△ 34,284	退 職 給 付 引 当 金	3,667
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金	231
		預 金 払 戻 引 当 金	606
		支 払 承 諾	19,107
		負 債 の 部 合 計	2,704,613
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	27,484
		資 本 剰 余 金	49,483
		資 本 準 備 金	27,430
		そ の 他 資 本 剰 余 金	22,053
		利 益 剰 余 金	16,076
		利 益 準 備 金	53
		そ の 他 利 益 剰 余 金	16,022
		別 途 積 立 金	2,325
		繰 越 利 益 剰 余 金	13,697
		自 己 株 式	△ 118
		株 主 資 本 合 計	92,925
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	521
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 85
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	435
		純 資 産 の 部 合 計	93,360
資 産 の 部 合 計	2,797,973	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,797,973

中間損益計算書 [ 平成20年4月 1日から  
平成20年9月30日まで ]

(単位:百万円)

科 目	金 額	
経常収益		35,233
資金運用収益	27,501	
(うち貸出金利息)	( 24,782 )	
(うち有価証券利息配当金)	( 2,377 )	
役員取引等収益	5,791	
その他の業務収益	960	
その他の経常収益	980	
経常費用		38,048
資金調達費用	4,772	
(うち預金利息)	( 3,650 )	
役員取引等費用	1,960	
その他の業務費用	138	
営業経費	17,228	
その他の経常費用	13,947	
経常損失		2,814
特別利益		18
償却債権取立益	18	
特別損失		410
固定資産処分損	410	
税引前中間純損失		3,206
法人税、住民税及び事業税		81
法人税等調整額		285
中間純損失		3,573

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等（時価のある株式については中間決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

(2)無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は29,870百万円であります。

(2)賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3)退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員を含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (5) 預金払戻引当金

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間期末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

#### 6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7. 重要なヘッジ会計の方法

##### ・金利リスクヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

#### 8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

#### （リース取引に関する会計基準）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から同会計基準及び適用指針を適用しております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、平成19年度末日における未経過リース料期末残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は399百万円、「その他負債」中のリース債務は399百万円増加しております。また、経常損失、税引前中間純損失に与える影響はありません。

### 表示方法の変更

#### （中間貸借対照表関係）

「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第44号平成20年7月11日）により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間期から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。なお、「その他の負債」は、「未払法人税等」及び「リース債務」以外の合計金額であります。

### 追加情報

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号 平成20年10月28日）を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間期においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が4,520百万円増加、「繰延税金資産」が1,836百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,683百万円増加しております。

## 注記事項

### (中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額（親会社株式を除く）総額 4,275百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は15,846百万円、延滞債権額は56,777百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は655百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は17,907百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は91,187百万円であります。  
なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は47,018百万円であります。
7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間貸借対照表に計上した額は、26,863百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  

有価証券	41,103百万円
預け金	0百万円
その他資産	91百万円

  
担保資産に対応する債務  

預金	4,809百万円
債券貸借取引受入担保金	4,933百万円

  
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 50,208百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は 3,942百万円であります。
9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、475,787百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が465,181百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 18,065百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は26,480百万円であります。
14. 1株当たりの純資産額 227円42銭

（中間損益計算書関係）

1. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益290百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額13,364百万円及び株式等償却156百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純損失金額 8円 70銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額は、潜在株式がないのでありません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人株式等で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,812	16,346	1,533
債券	384,375	384,126	△ 248
国債	209,043	208,956	△ 87
地方債	101,306	101,103	△ 203
社債	74,024	74,066	42
その他	11,615	11,208	△ 406
合計	410,803	411,681	878

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、株式については当中間期末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額であります。また、それ以外については、当中間期末日における市場価格等に基づく時価によりそれぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたのものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とし、評価差額を当期の損失として処理 (以下「減損処理」という。) しております。当中間期における減損処理額は、98百万円 (うち株式98百万円) であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	—
子会社・子法人等株式等	
子会社・子法人等株式	3,613
子法人等投資事業有限責任組合への出資持分	662
その他有価証券	
社債	26,480
非上場株式	1,484
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,137

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	14,397 百万円
退職給付引当金	3,098 百万円
賞与引当金	374 百万円
未払事業税	52 百万円
減価償却額	104 百万円
有価証券償却否認額	1,108 百万円
繰延ヘッジ損益	58 百万円
その他	1,152 百万円

繰延税金資産小計 20,347 百万円

評価性引当額 △ 2,215 百万円

繰延税金資産合計 18,131 百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△ 1,014 百万円
退職給付信託設定益	△ 685 百万円
その他有価証券評価差額金	△ 356 百万円

繰延税金負債合計 △ 2,056 百万円

繰延税金資産の純額 16,074 百万円

(自己資本比率)

銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.42%

## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等 13社  
みなとビジネスサービス株式会社  
みなとモーゲージサービス株式会社  
みなと保証株式会社  
みなとリース株式会社  
株式会社みなとカード  
みなとシステム株式会社  
みなとキャピタル株式会社  
Minato Preferred Capital Cayman Limited  
みなとベンチャー育成二号投資事業有限責任組合  
みなと元気ファンド投資事業有限責任組合  
みなとベンチャー育成三号投資事業有限責任組合  
ひょうご産業活性化ファンド投資事業有限責任組合  
みなと元気ファンド二号投資事業有限責任組合

### ②非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ②持分法適用の関連法人等  
該当ありません。
- ③持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。
- ④持分法非適用の関連法人等  
該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

- ①連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

6月末日 5社

9月末日 8社

- ②連結される子会社及び子法人等については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。中間連結決算日と上記の中間決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

中間連結貸借対照表（平成20年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	36,192	預 金	2,581,841
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	4,329	譲 渡 性 預 金	7,564
買 入 金 銭 債 権	7,080	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	4,933
商 品 有 価 証 券	677	借 用 金	57,662
有 価 証 券	441,828	外 国 為 替	176
貸 出 金	2,237,650	社 債	5,000
外 国 為 替	5,496	そ の 他 負 債	35,373
リ ー ス 債 権 及 び	6,166	賞 与 引 当 金	1,044
リ ー ス 投 資 資 産		退 職 給 付 引 当 金	3,730
そ の 他 資 産	34,533	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	251
有 形 固 定 資 産	35,563	預 金 払 戻 引 当 金	606
無 形 固 定 資 産	3,571	支 払 承 諾	19,689
繰 延 税 金 資 産	17,147	負 債 の 部 合 計	2,717,873
支 払 承 諾 見 返	19,689		
貸 倒 引 当 金	△ 37,582	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	27,484
		資 本 剰 余 金	49,483
		利 益 剰 余 金	16,512
		自 己 株 式	△ 118
		株 主 資 本 合 計	93,361
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	552
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 85
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	466
		少 数 株 主 持 分	642
		純 資 産 の 部 合 計	94,470
資 産 の 部 合 計	2,812,343	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,812,343

中間連結損益計算書

〔平成20年4月 1日から  
平成20年9月30日まで〕

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	38,109
資	金 運 用 収 益	28,024
(う	ち 貸 出 金 利 息)	( 25,116 )
(う	ち 有 価 証 券 利 息 配 当 金)	( 2,386 )
役	務 取 引 等 収 益	6,794
そ	の 他 業 務 収 益	2,331
そ	の 他 経 常 収 益	960
経	常 費 用	41,329
資	金 調 達 費 用	4,762
(う	ち 預 金 利 息)	( 3,647 )
役	務 取 引 等 費 用	1,688
そ	の 他 業 務 費 用	1,311
営	業 経 常 費 用	18,014
そ	の 他 経 常 費 用	15,552
経	特 常 別 損 失	3,219
特	償 却 債 権 取 立 益	28
特	別 損 失	410
固 定 資 産 処 分	損 失	410
税 金 等 調 整 前 中 間 純 損 失	税 額	3,602
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業	税 額	266
法 人 税 等 調 整	額	781
少 数 株 主 損 失	額	145
中 間 純 損 失	額	4,505

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 1. 会計処理基準に関する事項

### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等（時価のある株式については中間連結決算期末月1カ月平均）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

### (4) 減価償却の方法

#### ①有形固定資産

当行の有形固定資産は、建物については定額法を、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 8年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

#### ②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 33,697百万円であります。

### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

### (7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員（執行役員含む）への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 預金払戻引当金の計上基準

預金払戻引当金は、負債計上を中止し利益計上した預金について、預金者からの請求による払戻に備えるため、当中間連結会計期間末において過去の払戻実績に基づき算出した将来の払出見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 重要なヘッジ会計の方法

・金利リスクヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（リース取引に関する会計基準）

・貸手の会計処理

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号同前）が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法によっております。

なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末日における固定資産の減価償却累計額控除後の額を契約額とし、期首に契約したもとしてリース投資資産に計上する方法によっております。

これにより、従来の方法に比べ、リース投資資産が6,118百万円増加しております。また、経常損失及び税金等調整前中間純損失に与える影響は軽微であります。

なお、当中間連結会計期間よりリース取引の売上高を計上せず利息相当額を各期へ配分する方法としており、従来の方法によった場合に比べて、経常収益及び経常費用が1,293百万円それぞれ減少しております。

・借手の会計処理

該当ありません。

追加情報

有価証券のうち、その他有価証券として保有する変動利付国債については、従来、連結決算日の市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号 平成20年10月28日）を踏まえ、実際の売買事例が極めて少ない等の理由から市場価格が公正な評価額を示していないと考えられるため、当中間連結会計期間においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。

なお、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が4,520百万円増加、「繰延税金資産」が1,836百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が2,683百万円増加しております。

## 注記事項

### (中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は 15,770百万円、延滞債権額は 56,951百万円であります。  
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は 655百万円であります。  
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 17,907百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 91,285百万円であります。  
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は47,018百万円であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理し、中間連結貸借対照表に計上した額は、26,863百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  

有価証券	41,153 百万円
預け金	0 百万円
その他資産	91 百万円

  
担保資産に対応する債務  

預金	4,809 百万円
債券貸借取引受入担保金	4,933 百万円
その他負債	50 百万円

  
上記のほか、為替決済及びデリバティブ取引の担保として、有価証券 50,208百万円及びその他資産（手形交換所保証金等）57百万円を差し入れております。  
また、その他資産のうち保証金は 3,947百万円であります。
- 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、496,149百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が 485,543百万円あります。  
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- 有形固定資産の減価償却累計額 18,246百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金55,000百万円が含まれております。
11. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は 26,480百万円であります。
13. 1株当たりの純資産額 228円56銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、部分直接償却取立益 290百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 14,750百万円、株式等償却 310百万円を含んでおります。
3. 1株当たり中間純損失金額 10円 97銭
4. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成20年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	14,974	16,582	1,608
債券	384,375	384,126	△ 248
国債	209,043	208,956	△ 87
地方債	101,306	101,103	△ 203
社債	74,024	74,066	42
その他	11,615	11,208	△ 406
合 計	410,964	411,917	953

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなしたもののについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は135百万円(うち株式135百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成20年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	—
その他有価証券	
社債	26,565
非上場株式	2,207
投資事業有限責任組合等への出資持分	1,137

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託 (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外) (平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(自己資本比率)

銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.37%